

フリースタイル公認技術代表規程細則

第1条 フリースタイル（以下「F S」という。）公認技術代表規程第11条に基づき、この細則を定める。

第2条 F S公認技術代表の研修会は、次の各項に掲げるとおりとする。

- (1) 研修会の参加資格は、F S公認技術代表の有資格者、S A J登録会員で将来技術代表の公認を得ようとする者および本連盟が認めた者とする。
- (2) 研修時間は、最低限6時間とする。
- (3) 講師は、原則として、F S公認技術代表とする。
- (4) 研修会受講料は、各種公認・登録料金一覧表に定める。
- (5) 研修会の種類は、本連盟の主催するものと本連盟が認めて加盟団体が主催するものの二種類とする。
- (6) 研修会受講者は主催者が指定する手続きに従い、参加申込みを行わなければならない。

第3条 F S公認技術代表検定会は、次の各項に掲げるとおりとする。

- (1) F S公認技術代表検定は理論検定および実技検定を行う。
- (2) 検定会は、競技会運営のために公式に任命された公認技術代表、または本連盟が定めたF S公認技術代表の監督のもと、原則、本連盟が指定する公認競技会で行われる。
- (3) F S公認技術代表検定の合格基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - ①理論検定は、満点に対して70%以上をもって合格とする。
 - ②実技検定は、受検者がF S公認技術代表候補生として、技術代表が通常執り行う業務の一部を遂行する実技課題と、検定員が行う口頭試問により技術的技量を評価し、評価点が満点に対して80%以上をもって合格とする。
- (4) 理論検定、実技検定両方の合格をもって、公認技術代表検定の合格とする。
- (5) 検定会受験料は、各種公認・登録等料金一覧表に定める。
- (6) 検定会受験者は本連盟が指定する手続きに従い、所属加盟団体の承認を得て受験申込みを行わなければならない。
- (7) 検定会時の経費は、受検者が負担することとする。

2 公認技術代表のスキー・スノーボード種目複合資格取得に必要な理論検定および実技検定については次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) スキー・スノーボード／クロスの複合資格はスキー、スノーボードのいずれかの理論検定とクロス競技会での実技検定とする。
- (2) スキー・スノーボード／ハーフパイプの複合資格はスキー、スノーボードのいずれかの理論検定とハーフパイプ競技会での実技検定とする。
- (3) スキー・スノーボード／スロープスタイル・ビッグエアの複合資格はスキー、スノーボードのいずれかの理論検定とスロープスタイルもしくはビッグエア競技会での実技検定とする。

第4条 国際競技規則（ICR）の取得手順に基づきF I S F S公認技術代表資格を取得した者は、S A J F S公認技術代表として公認する。

第5条 この細則の改廃は、競技本部理事会の議決による。

平成27年12月15日 改正
令和元年10月13日 改正
令和 5年 9月13日 改正
令和 5年11月17日 改正